

○ 被保険者証再発行に係る本人確認措置の確実な実施について（平成 27 年 12 月 28 日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p data-bbox="248 331 1003 360"><u>資格確認書</u>再発行に係る本人確認措置の確実な実施について</p> <p data-bbox="152 411 1099 751">医療保険制度の円滑な実施について、平素より格別の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。標記については、従来より適切に御対応いただいておりますが、平成 27 年 10 月から国民一人ひとりに個人番号が通知され、平成 28 年 1 月から段階的に各医療保険者における個人番号の利用が開始される一方で、基本四情報（氏名・性別・生年月日・住所）を悪用した、なりすましによる被害が生じることのないよう対策の徹底が求められます。したがって、改めて、<u>資格確認書</u>再発行の取扱いについて、下記の点にご留意いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村（国民健康保険及び後期高齢者医療担当）に対する周知をお願いいたします。</p> <p data-bbox="622 762 651 791">記</p> <p data-bbox="152 802 1099 906">1. <u>資格確認書</u>の再発行申請を受け付けるに当たって本人確認を行う際は、運転免許証やパスポートなど、申請者本人の顔写真が分かるもので行うこと。</p> <p data-bbox="152 917 331 946">2～5 （略）</p>	<p data-bbox="1227 331 1982 360"><u>被保険者証</u>再発行に係る本人確認措置の確実な実施について</p> <p data-bbox="1131 411 2085 751">医療保険制度の円滑な実施について、平素より格別の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。標記については、従来より適切に御対応いただいておりますが、平成 27 年 10 月から国民一人ひとりに個人番号が通知され、平成 28 年 1 月から段階的に各医療保険者における個人番号の利用が開始される一方で、基本四情報（氏名・性別・生年月日・住所）を悪用した、なりすましによる被害が生じることのないよう対策の徹底が求められます。したがって、改めて、<u>被保険者証</u>再発行の取扱いについて、下記の点にご留意いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村（国民健康保険及び後期高齢者医療担当）に対する周知をお願いいたします。</p> <p data-bbox="1601 762 1630 791">記</p> <p data-bbox="1131 802 2085 906">1. <u>被保険者証</u>の再発行申請を受け付けるに当たって本人確認を行う際は、運転免許証やパスポートなど、申請者本人の顔写真が分かるもので行うこと。</p> <p data-bbox="1131 917 1310 946">2～5 （略）</p>